

議員提出意見書案第10号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により提出します。

平成25年10月9日

提出者	須賀川市議会議員	鈴木正勝
賛成者	同	広瀬吉彦
同	同	生田目進
同	同	大越彰
同	同	大倉雅志

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 パーセントのうち 3.8 パーセントを森林吸収量で確保）と同等以上の取組を推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させるとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭

税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 2 5 年 1 0 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣 宛

農林水産大臣

環境大臣

経済産業大臣

議員提出意見書案第 1 1 号

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 0 月 9 日

提出者	須賀川市議会議員	鈴木正勝
賛成者	同	広瀬吉彦
同	同	生田目進
同	同	大越彰
同	同	大倉雅志

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。

特に、東日本大震災によって被災した自治体においては、復旧・復興のための財源も必要となり、更に厳しい状況となっている。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に、地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5 : 5」とすること。その際、地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図

ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 2 5 年 1 0 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

宛

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

議員提出意見書案第12号

TPP交渉に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成25年10月9日

生活産業常任委員長 八木 沼久夫

須賀川市議会議長 市村 喜雄 様

TPP交渉に関する意見書

TPP交渉は、農林漁業、食の安全・安心、医療、保険など国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。これまで、例外なき関税撤廃が行われれば、日本の農業は壊滅的な影響を受ける等の問題点も指摘されているが、これらの不安や懸念が払拭されないうまま交渉参加に至っている現状である。

3月13日の自民党決議では、「守るべき国益をいかにして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない」とされているにもかかわらず、政府はいまだ交渉方針を明確にしていない。この間、政府は情報開示を約束し国民的議論の重要性を強調してきたが、交渉参加に当たり結んだ守秘契約を盾に情報の公開を拒否しており、国民は交渉の内容や経過を知らされることなく結論だけを押し付けられる危険性が考えられる。マレーシア・ブルネイでの交渉会合の際には、利害関係者への説明会が開催されたものの、各国の取組に比べると情報開示の内容が不十分であり、今後交渉の加速化が見込まれる中、日本としての情報開示手法の構築が急務である。

さらに、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」とされており、TPP交渉によって食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは認められるものではない。

併せて、食と暮らし・いのちに関わる非関税措置等幅広い分野が対象となる日米2国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければならない。

よって、国においては今後のTPP交渉において下記事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。

- 2 T P P 交渉に関する十分な情報開示と併せて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。
- 3 農林水産分野の重要 5 品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。
- 4 日米 2 国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参両農林水産委員会及び 5 月 28 日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 5 年 1 0 月 日

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

宛

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）